

(病1号議案)

横浜市病院事業の経営する 病院条例の一部改正について

改正の要旨

国の医療保険制度改正に合わせ市立病院に関する部分を改正するものです。国の法改正では、かかりつけ医等からの紹介状を持たない患者が、大病院を初めて受診する際に、患者の方に一定金額以上の初診料の支払いを求める事が全国一律で義務付けられました(市内で義務化されたのは下記10病院)。

種別	対象病院名	所在
市立病院 (2)	横浜市立市民病院	保土ケ谷区
	横浜市立みなと赤十字病院	中区
市大附属病院 (2)	横浜市立大学附属病院	金沢区
	横浜市立大学附属市民総合センター	南区
地域中核病院 (4)	昭和大学横浜市北部病院	都筑区
	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	旭区
	恩賜財団済生会横浜市何部病院	港南区
	労働者健康安全機構横浜労災病院	港北区
その他 (2)	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院	金沢区
	昭和大学藤が丘病院	青葉区

料金

初診 5,400円

再診 2,700円 ※健康保険適用外

議案は市立病院(医療局)と合わせ、市大附属病院(政策局)の4病院に関して紹介状を持たない場合の初診料(健康保険適用外)を、従来の3,240円→5,400円に上げるものです(賛成多数で可決し7月1日施行)。

かかりつけ医やクリニック(1次医療)と、大規模病院の機能分化が制度の狙いです。かぜや軽い症状の病気の場合は、近隣のかかりつけ医(町医者)にまずは見て頂き、大規模病院では、重症者や救命などの高度医療により特化していく。機能分化を進める為に、国の制度改革では、大規模病院の初診料の下限額(5,000円・税抜き)が定められました。

しかし、制度改正の主旨や改正の内容などが、市民の皆さんにあまり伝わっていない、という議会での指摘もあり、今後の改善が求められます。又、大病院の義務化に合わせて、対象10病院以外にも初診料の引き上げをした病院もあります。初診料の引き上げの有無は、各病院毎に確認が必要になります。



「ごみ屋敷」対策条例に ついての中間報告

住居や屋敷にごみ等を溜め込んでしまい、悪臭、害虫の発生、火災の危険性等周辺自由民の生活環境に様々な影響を及ぼしている、いわゆる「ごみ屋敷」問題の対処に向けて、横浜市では県内初となる条例策定作業を進めています。

現行の法令では、対応できる範囲の限界がある為、横浜市では平成27年9月に関係区局による対策検討プロジェクトを立ち上げました。その後、問題解決に向けた基本的な考え方をとりまとめ、市民意見募集(平成28年4月1日~5月6日)を行い、年内の施行を目指しています。

Q

<大岩>

横浜市の「ごみ屋敷」対策条例で対応出来る範囲はどこまでか？

又、条例施行後、どのような対応をするのか？

A

<健康福祉局長>

基本的には居住者がいて、「ごみ屋敷」の状態になっている家屋が対象になります。

根本的な解決を図る為に、ごみを片付けるだけでなく、当事者により近い、福祉的な支援に重点をおいて取組を進めます。

質問により、居住者がいる家屋が対象であり、居住者が不在の「空き家」は対象外である事がわかりました。地域では、居住者が長年不在で、草木が伸び放題になっている「空き家」も含めた対策が必要です。委員会では本条例でカバーできない部分の対策について、強く副市長に申入れをしました。



今回のレポートはいかがだったでしょうか？皆様のご意見をお待ちしています。

<送付先>大岩事務所 FAX:045-442-8002

住所

TEL

名前